

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・社会福祉充実残額の算定をふまえた社会福祉充実計画の策定要否の確認が必要です…………… 1
- ・「子供の貧困対策マッチング・フォーラム」開催のお知らせ …………… 6

社会福祉充実残額の算定をふまえた 社会福祉充実計画の策定要否の確認が必要です

平成 29 年 4 月 1 日の改正社会福祉法の本格施行に向けて、全ての社会福祉法人に、定款変更、社会福祉充実残額の算定及び残額をふまえた社会福祉充実計画の策定等、様々な対応を進めていく事が求められています。

これまで、全国保育協議会では、全保協ニュースの発信（社会福祉法人制度改革関連バックナンバーNo.16-02、04、12、17、19、21、24、25、29、33、36、41、42、45、56、57、59）や、「制度動向 Topics」の会報「ぜんほきょう」への毎号付録同封、「改正社会福祉法対応チェックリスト」及び「改正社会福祉法関係資料集」の会報「ぜんほきょう」12月号付録への同封といった、国から順次発出される情報を元に、対応に資する資料・情報の提供をしてきました。

先日、厚生労働省が公表した資料「改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査（平成 29 年 1 月 20 日時点）の結果等について」では、全国計 8,163 法人（40.3%）が定款変更手続きが未申請である実態が明らかになっています。また、各都道府県において進捗の進度に大きく差があることが伺えます（別紙、ガバナンス調査集計表（平成 29 年 1 月 20 日時点を参照））。

通知「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日）が昨年末のパブリックコメントを経て正式に発出されました（本ニュースNo.16-56 で既報）。

社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づき、全ての社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされています。

なお、厚生労働省が実施した、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会（平成 28 年 11 月 28 日）」では、「社会福祉充実財産は、法人の規模の大小にかかわらず、生じ得る」ことを、保育所 1 箇所を運営している法人の例から算定例を示しています。

下枠内の内容等について、今後のご対応の際にご参照ください。

通知「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日）

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準【抜粋】

1. 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定の趣旨

社会福祉法人（以下「法人」という。）の今日的な意義は、社会福祉事業や公益事業に係る福祉サービスの供給・確保の中心的役割を果たすことのみならず、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、積極的に地域社会に貢献していくことにある。

したがって、国民の税や保険料を原資とする介護報酬や措置費、委託費等により、事業を運営している法人の公益性に照らせば、地域や利用者の福祉ニーズを的確に把握し、既存の社会福祉事業又は公益事業を充実させていくとともに、自ら提供するサービスの質を高めていくことが求められる。

また、地域の福祉ニーズに対応したサービスが不足する場合には、既存の社会福祉制度の枠組みの内外を問わず、新たなサービスを積極的に創出していくことが求められるものである。

このような中、これまでの法人制度においては、法人が保有する財産の分類や取扱いに係るルールが必ずしも明確でなく、公益性の高い非営利法人として、これらの財産の使途等について明確な説明責任を果たすことが困難であった。

このため、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）においては、平成 29 年 4 月 1 日以降、法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならないこととされている。

さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならないこととなる。

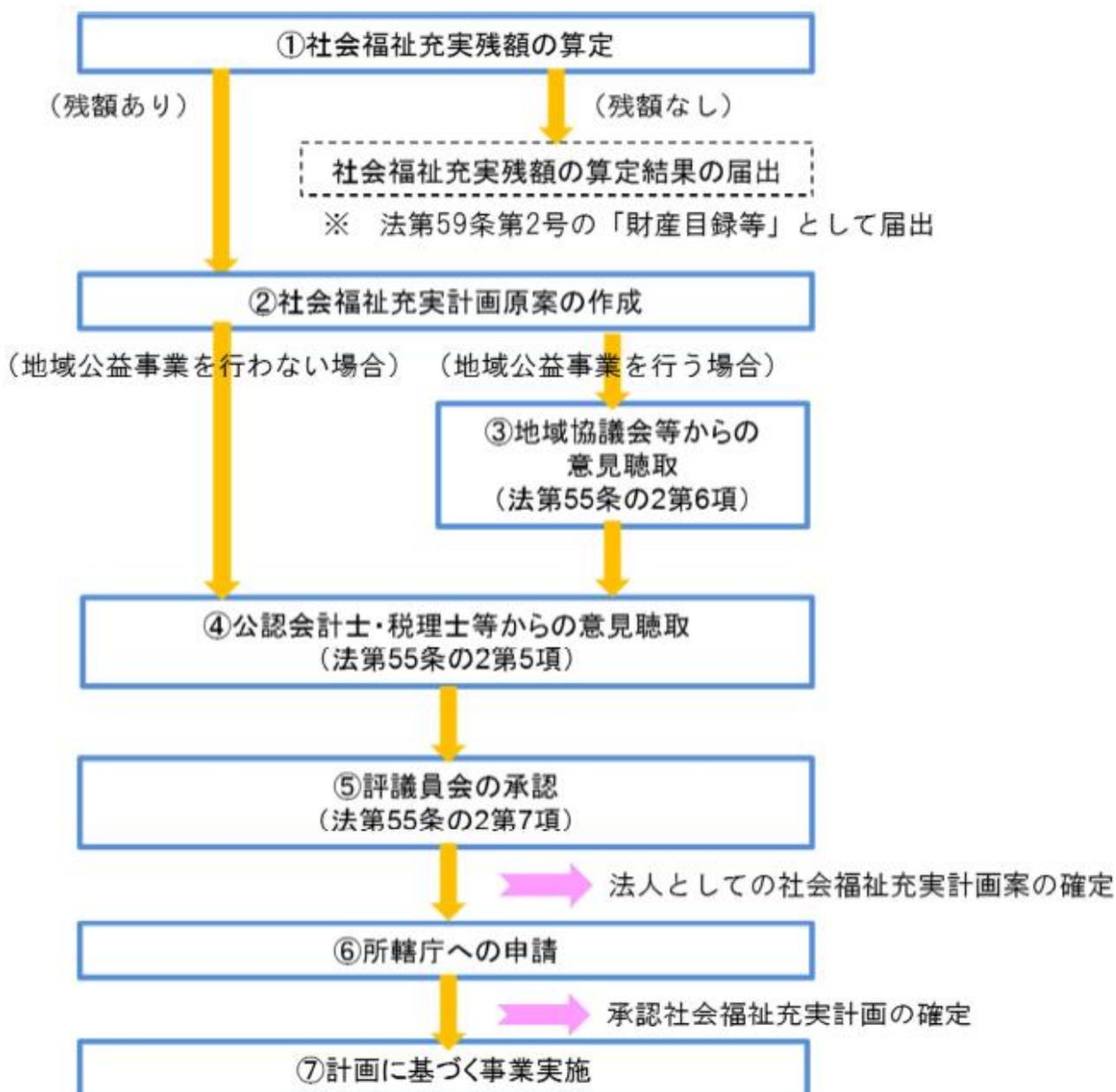
このような観点から、社会福祉充実残額の算定に当たって必要となる控除対象財産の範囲については、各法人間において客観的かつ公平なルールとなるよう、これを明確化するものである。

また、社会福祉充実残額が生じる場合、法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って社会福祉充実事業を実施しなければならないこととなるが、これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するのみならず、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その使途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものである。

※文中下線等、全保協事務局

2. 社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定する。



なお、④の意見聴取に当たっては、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行うものとする。

また、社会福祉充実残額の算定は、毎会計年度行わなければならないものであるとともに、当該算定の結果、社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、これら一連の作業を決算の時期に併せて行わなければならないものである。

3. 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定

(1) 控除対象財産の基本的な考え方

「控除対象財産」は、事業継続に最低限必要な財産を明確化する観点から、法人が現に社会福祉事業や公益事業、収益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に活用している不動産等や、建替・設備更新の際に必要となる自己資金、運転資金に限定する。

(2) 社会福祉充実残額の算定式

社会福祉充実残額は、次の計算式により算定すること。

(計算式)

社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」 - (②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 + ③「再取得に必要な財産」 + ④「必要な運転資金」)

① 活用可能な財産 = 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金

② 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円 - 対応基本金〇円 - 国庫補助金等特別積立金〇円 - 対応負債〇円

③ 「再取得に必要な財産」 =

【ア 将来の建替に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額〇円 × 建設単価等上昇率) × 一般的な自己資金比率 (%)

【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

+ (建物に係る減価償却累計額〇円 × 一般的な大規模修繕費用割合 (%)) - 過去の大規模修繕に係る実績額〇円

(注1) 過去の大規模修繕に係る実績額が不明な法人の特例 ((5) の⑤参照。)

【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】

+ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産(②において財産目録で特定したものに限る。)に係る減価償却累計額の合計額〇円

④ 「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分〇円

(注2) 主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例 ((7) 参照。)

*注に記載の参照内容については、5頁に記載のリンク先資料全文を参照

なお、上記の計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるとともに、最終的な計算の結果において1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

このため、社会福祉充実残額が0円以下である場合には、社会福祉充実計画の策定は不要となるが、1万円以上である場合には、原則として当該計画を策定し、4から8までに掲げる手続を経た上で、当該計画に基づき、社会福祉充実事業を行うことが必要であること。

ただし、当該計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合には、当該費用により社会福祉充実残額を費消し、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能であることから、当該計画を策定しないことができること。

また、上記計算式の各種指標については、別途（独）福祉医療機構に構築することとしている*「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）によるデータ等を踏まえ、毎年度検証を行い、その結果、必要に応じて見直しを行うものであること。

*「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」

…事務処理基準の本文中に記載される「財務諸表等電子開示システム」は、平成 29 年 1 月 16 日から試行運用を開始しています。

所轄庁から各法人宛てにアドレスの登録要請が行われ、この登録に基づいて、福祉医療機構から ID・パスワードが公布され、電子システムを使用します。

福祉医療機構ホームページに『社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板』が設置されているので、各種取扱い、Q&A 等ご参照ください。

【社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板】

福祉医療機構ホームページトップ > 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/>

【社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準】

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について

○平成 29 年 1 月 24 日発出通知（「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

以下、掲載資料

・社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について

【参考】社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（平成 28 年 12 月 14 日時点版からの主な変更点）

【参考】社会福祉充実計画の承認等に係る各種様式

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

【参考】社会福祉充実残額算定シート（案）（1 月 24 日時点版）[Excel 版]

【参考】社会福祉充実残額算定シート（案）（1 月 24 日時点版）[PDF 版]

【参考】社会福祉充実残額算定シート（案）」記載要領（1 月 24 日時点版）

